

部活動実施計画（R7）

1 部活動の位置づけ

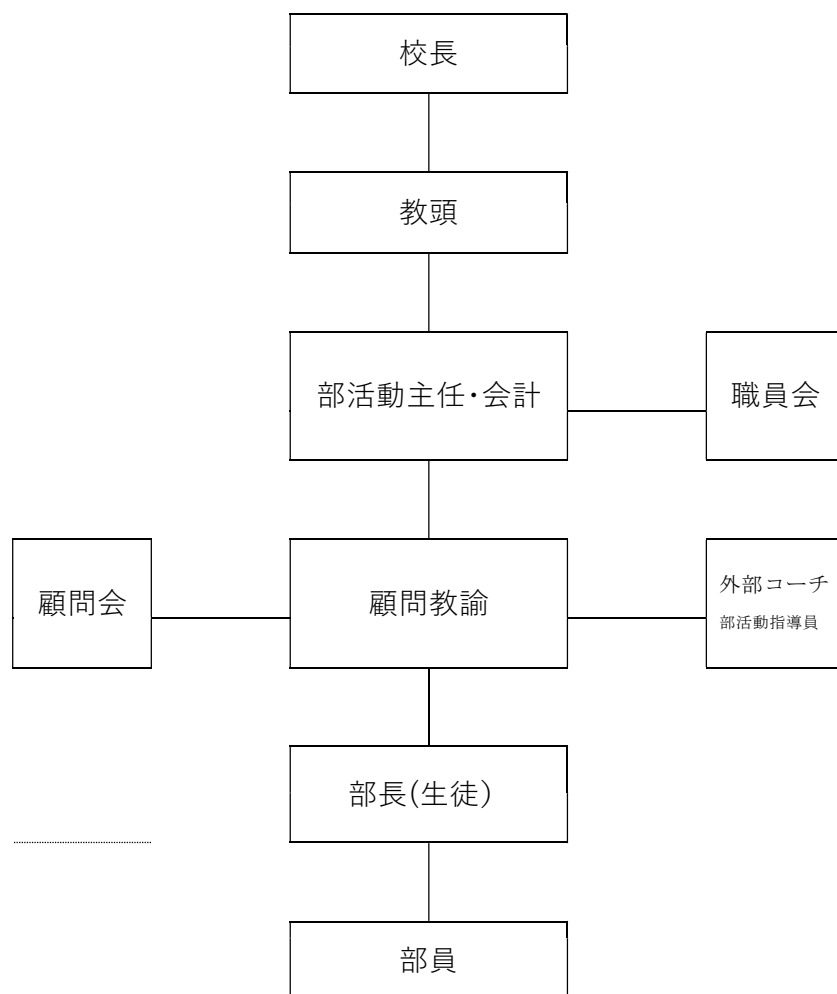
教育課程内ではないが、放課後の生徒の自主的活動として行われるもので、学校の教育活動として位置づける。

2 部活動の意義

- (1) 心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。
- (2) 活動を通して自主性と社会性を高める。
- (3) 生徒と教師、生徒と生徒の相互理解の場とする。

3 部活動の組織

- (1) 部活動の最高責任者は校長である。
- (2) 部を設置するためには顧問教師が必要である（顧問教師は複数制とする）
- (3) 顧問教師の決定については希望調査を実施して、教師の特技、興味、関心等を配慮しながら、可能な部を校長が委嘱して決定する。（学校外部からの指導者も校長が委嘱する）
- (4) 部活動を円滑にするために、次の係り及び連絡会をおく。
 - ① 部活動主任：1名 ・ 部活動会計：1名～2名
 - ② 顧問会 ※原則として月に1回は顧問会を行う。 ※必要に応じて副顧問も参加する。
 - ③ 部長会 ※必要に応じて行う。



4 部活動の運営費

部活動の運営等の費用は、PTA 会費、部費で賄う。部費の納入は、部活動結成父母会で納入する。

- (1) 1・2年生（年間）・・・・・・ 5,000円（運営費を含む）
- (2) 3年生（年間）・・・・・・ 3,000円（運営費を含む）
- (3) 途中入部者で、7月以降入部した場合は、月額500円を徴収する。
- (4) 部活動全体の運営費として1,000円を納める。（※製氷機リース代なども含む）
- ()

5 入部・退部の手続き

- (1) 入部は所定の用紙に必要事項を記入して、部活動結成会時に保護者同伴で部費を添えて提出して許可を得る。（顧問教師は学級担任へ連絡する）
- (2) 退部はその理由を記入して顧問教師に提出し承諾を得る。（顧問教師は保護者へ連絡確認を行い、学級担任にも連絡する）

6 活動規則

- (1) 活動期間
活動期間は学年度の4月の始業の日から3月の修了の日までとする。
- (2) 活動日
 - ① 原則として、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は水曜日を活動停止日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。
（那覇市教育委員会運動部・文化部活動等の在り方に関する方針より抜粋）
 - ② 毎月第3日曜日と前日の土曜日は部活動を行わない日とする。
また、毎週水曜日を「NO部活動デー」として位置づけ活動停止とする。
但し、大会前や雨天の影響などを受ける場合は別日に休みを設け、水曜日、家庭の日に部活動を行うことができる。
 - ③ 長期休業日（夏休みや冬休み等）の活動は顧問会で計画立案し校長の許可を得る。
 - ④ 定期テストの一週間前から活動を停止する。但し、大会やコンクール前と重なり、顧問教師の判断で活動を必要とする場合は、校長の許可を得て行うことができる。（最大3日前）
- (3) 活動時間
 - ① 開始は、帰りの会終了後からとするが、学級、学年、生徒会の取り組みを優先する。
 - ② 下校時刻は下記の通りとし、清掃、あと片付けをして全員下校する。
 - ・3月から1学期終業・・・・・・・・・・ 18：45終了（総下校19：00）
 - ・2学期始業から2月・・・・・・・・・・ 17：45終了（総下校18：00）
 - （ア） 平日の練習時間は2時間以内とする。
 - （イ） 下校指導を各部輪番制で行う。
 - （ウ） 顧問教師は各部間での下校指導の引き継ぎをしっかりと行い部員に連絡をする。
 - （エ） 長期休業時は、体育館3交代制、運動場2交代制とする。
 - ③ その他の練習時間は原則として認めないが、大会1ヶ月前から、下記の範囲内で学校長の許可を得て、顧問教師がついて活動することができる。（指定の用紙に理由を書いて校長に提出する）
 - ・早朝・・・・7：00～7：45（始業時刻に間に合うように指導する）
 - ・延長・・・・所定の時間後30分以内とする。
 - ④ 授業が4校時の時は、事前に組まれていた部活動を優先的に、どの部も使用できるように時間を分けて使用時間を組む。
- (4) 部室の管理
部室は部活動の道具を置く場所であり、部活動時以外は使用しない。また。顧問教師の管理のもと、部長、部員が協力して整理整頓にあたる。

(5) 大会参加について

- ① 対外試合は部を主体にチーム編成して出場する。
- ② 教育委員会及び教育団体が主催または共催する競技について参加する。
- ③ 島内及び島外派遣については、PTA教育振興費、派遣費及び市の補助を受けるため、校長、教頭、PTA会長、PTA事務と相談して手続きをとる。

(6) その他活動に関すること

- ① 活動場所は原則として本校とし、顧問教師、部活動指導員もしくは外部コーチ、最低でもいずれか1人がついて行うものとする。
- ② 各部の活動場所については顧問会で話し合い決定する。また、他の部との連携を密にして使用場所での安全面を考慮して活動する。
- ③ 体育館の開閉及び引継は顧問教師、部活動指導員もしくは外部コーチが責任をもって行う。
- ④ 練習試合は顧問教師、部活動指導員もしくは外部コーチ引率のもとで行う。
- ⑤ 合宿を行う場合は、顧問教師、部活動指導員もしくは外部コーチ、生徒、保護者の連絡会をもって計画を立案して校長の許可を得る。
- ⑥ PTA行事や学級行事等があるときは、その終了後から部活動を行う。
- ⑦ 令和7年度学校の部活動に係る活動方針をもとに、各部活動とも「年間の活動計画」(5月末 まで)と「活動実績書」(毎月)を作成し校長まで提出する。

(7) 部活動の停止

仲井真中学校の生徒としての本分を守らない生徒、または、部活動の規則を守らない生徒の所属する部に対し、活動の停止及び対外試合の出場停止をさせることがある。

(校長を含めた顧問会を持ち、これを執行する。)

(8) 部活動終了後は、すみやかに下校する。

7 部活動生徒の心得

- (1) 諸先生方の指導を素直に受けること。
- (2) 部長は、できるだけ午前中にその日の練習の可否を指導教師に確認すること。
- (3) 常に安全面に気を配って活動すること。万一事故が起こった場合は、顧問教師、または養護教諭に連絡して指示を受けること。
- (4) 学習態度や服装・身なりをきちんとするとともに時間のけじめをつけること。
※早朝練習を含め、登校は制服(平日)とし、下校は部着でもかまわない。
※顧問は、下校する際、部員が校門から出るまで確認する。
- (5) 先生方や来客への挨拶はもちろん、部員間の挨拶も明るく行うこと。
- (6) 動作は機敏に行い、制服での登下校を守ること。また、寄り道や買い食いはしないこと。
- (7) 必要以上の金銭は持たないこと。また、必要なお金の徴収は必ず顧問教師を通して行うこと。
- (8) 部室の施錠、部室の鍵の管理をきちんとすること。
- (9) 部室や活動場所をきれいにすること。なお、各部活動の清掃分担場所を以下のとおりとする。
 - ①野球部・・・運動場(野球の活動場所)
 - ②サッカー部・・・運動場(サッカーの活動場所)
 - ③男女テニス部・・・テニスコート及びその周辺
 - ④女子バドミントン部・・・武道場(舞台)
 - ⑤男子バドミントン部・・・体育館下の部室前広場
 - ⑥男女バレー部・・・ギャラリー及び体育館ギャラリーに上がる階段
 - ⑦男子バスケット部・・・体育館側男子トイレ及び体育館玄関とその周辺
 - ⑧女子バスケット部・・・体育館側女子トイレ及び給食搬入口周辺
 - ⑨吹奏楽部・・・音楽室及び音楽室前広場※体育館フロアは、使用した部が使用後にモップをかけ、ゴミはゴミ箱へきちんと捨てること。
- (10) 携帯電話等・お菓子類の学校内への持ち込み禁止。

8 令和7年度に活動する部活動・同好会名

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| (1) 野 球 | (8) 女子バドミントン |
| (2) サッカー(新入生の人数を見て判断) | (9) 男子バレーボール |
| (3) 男子テニス | (10) 女子バレーボール |
| (4) 女子テニス | (11) 吹奏楽 |
| (5) 男子バスケットボール | (12) 地区陸上・駅伝(期間限定) |
| (6) 女子バスケットボール | (13) イラスト同好会 |
| (7) 男子バドミントン | (14) 相撲・空手・水泳・剣道・卓球(大会参加のみ) |

9 部の新設・廃部について

- (1) 部の新設について
 - ① 部を新設するための基準
 - (基準1) 新設を希望する生徒が原則として10人以上いること。
 - (基準2) 指導教師がいること。
 - (基準3) 校内に安全に活動できる場所(他の部活動と協力して活動できる場所)があること。
 - (基準4) 原則として新設1年目は、同好会として活動し、指導教師の要望により2年目から校長の承認を得て、部としての活動を可能とする。
 - ② 手続き
 - ア 部活動主任に申し出る。
 - イ 部活動顧問会で設置の目的が部活動の趣旨に沿った適切なものであり、設置が可能か(練習場、用具、その他)検討して承認する。
 - ウ 校長の承認を得て、校長から指導教師を委嘱する。
 - エ 職員会議等で全職員に報告する。
 - ③ 職員会議等で部の新設が認められると部員の募集を行い、1年目は同好会として活動を開始し2年目から校長の承認を得て、部としての活動を可能とする。
- (2) 部の廃部について
 - 諸事情により活動の継続が困難であると思われる部活動は、部活動顧問会で廃部について協議する。その後、顧問会の廃部決議案を校長が承認し、職員会議等で報告する。

10 部活動顧問及び副顧問の役割

- (1) 主顧問の役割(例)
 - ① 副顧問と協力・連携して、担当部活動の指導にあたる。
 - ② 部活動費用の運営を、副顧問と協力して計画的に行う。
 - ③ 部活動の年度開始前に、副顧問と活動計画及び各役割について話し合い、活動を行う。
 - ④ 練習試合、各大会等の参加申込書の作成、提出、大会・コンクール等の運営等に携わる。
 - ⑤ 外部コーチ、部活動指導員がいる部は、主顧問が中心となって連携して、部活動運営を行う。
 - ⑥ 各大会・コンクールの要項、メンバー表、大会結果(賞状、トーナメント表など)をPDFにし、disk1→部活動→各部大会結果に保存する。(受検に必要)

*①～⑤以外の活動もありますので、副顧問と協力して行う。
- (2) 副顧問の役割(例)
 - ① 主顧問と協力・連携して、担当部活動の指導にあたる。
 - ② 部活動費用の運営を、主顧問と協力して計画的に行う
 - ③ 部活動の年度開始前に、主顧問と活動計画及び各役割について話し合い、活動を行う。
 - ④ 必要に応じて、練習試合、各大会等の参加申込書の作成、提出、大会・コンクール等の運営等の補佐を行う。

*①～④以外の活動もありますので、主顧問と協力して行う。